

汲水申請書 記入方法

下記のとおり申請書を記入し、浄化センターへ事前に申請すること。
申請書受付：午前8時30分～午後17時00分（土日・祝祭日を除く）
※注意：申請番号は記入しない（申請番号はセンターが記入する）

- 「申請日」 申請する年月日を記入。
- 「申請者名」 申請する者の氏名、住所、連絡先等を記入する。
- 「1. 申請種別」 該当する項目を○で囲む。
・長期：2日以上の汲水を申請する場合。
・当日：1日単位で申請する場合。
※工事等発注者
公共工事の場合は発注者(監督官)の署名・捺印が必要です
- 「2. 目的又は用途」 汲水の利用目的を具体的に記入する。
※指定の用途以外には使用できません。（下記参照）
- 「3. 汲水期間」 汲水を利用する期間を記入する。
ただし、申請は当該年度内（4月～翌年3月末日まで）とする。
※公共工事の場合は、請負契約書に記載された工期を汲水期間とする。
ただし、工期が年度をまたぐ場合は、3月31日までとする。また、工期が車検証または自動車検査証記録事項の有効期限を越える場合は、有効期限を汲水期間とする。
※2年にまたがる申請は不可。翌年度に再申請すること。
※休日（日曜・祝日）利用は3ヶ月ごとの申請とし、汲水期間は、月途中で申請する場合、当該月を1ヶ月と数えることとする。例えば、4月10日に申請する場合、汲水期間は6月30日までとなる。
※「長期」と「休日」で汲水期間の記入日が異なるので注意してください。
- 「4. 申請者業種」 申請者の該当する業務内容を○で囲む。
「その他」の場合は具体的に業種を記入すること。
- 「5. 車両番号 及び車種」 汲水に使用する車両番号を登録証（車検証または自動車検査証記録事項）のとおり記入し、該当する車種を○で囲む。※利用する車両を変更する際は再申請すること。

※注意：許可車両以外は入構禁止。通行時は構内の安全に留意。また給水場所以外へは立ち入らないこと。

- 公共工事の場合は、請負契約書のコピーと車検証のコピー（車検満了日確認）を添付。
- 公共工事の工期が延長された場合は、工事設計変更協議書等のコピーを添付し再度申請が必要です。
- 公共工事契約を超えての樹木管理の場合は、植樹保険のコピーまたは樹木管理についての記載がある仕様書や打ち合わせ書類などのコピーを添付してください。
- その他の場合は、免許証のコピーと車検証のコピー（車検満了日確認）を添付してください。

※利用する車両がリースの場合、リース賃貸契約書またはリース証明書のコピーも添付すること。※

汲水の用途

汲水は下記の用途に利用できます。

- 1) 植栽等への散水。
- 2) 道路への散水及び清掃水。
- 3) 下水道管渠等の清掃水。
- 4) その他特に許可を受けた用途。

<注意>



飲料水でない

※注意：汲水は飲料水ではありません。口に入ったり、体に触れたりする用途の使用は禁じます。

汲水申請の使用目的の許可について

○許可できない使用目的

- ① 葉野菜類の散水
- ② 根菜類の散水
- ③ コンクリート（セメント）の練り混ぜ水
- ④ 有筋コンクリートの養生水
- ⑤ 口や体に直接触れるような利用水
- ⑥ 噴霧により吸引の可能性がある利用水（建築解体作業等）
- ⑦ 農薬、害虫剤の希釀水

○許可できる使用目的

- ① サトウキビの灌水
- ② 樹木及び植栽の散水
- ③ 菊散水
- ④ 觀葉植物の散水
- ⑤ 芝生の散水
- ⑥ 工事ダンプ車の防塵散水
- ⑦ 道路の散水及び清掃水
- ⑧ 砂の水締め水
- ⑨ 土地改良剤の希釀水
- ⑩ 無筋コンクリートの養生水
- ⑪ 下水道管渠の清掃水

* その他については職員が協議判断する。

汲水期間について

※申請は当該年度のみ（4月～翌年3月31日まで）

平日利用（土曜日を含む）の申請

- ・最長（年度末）まで利用できる条件

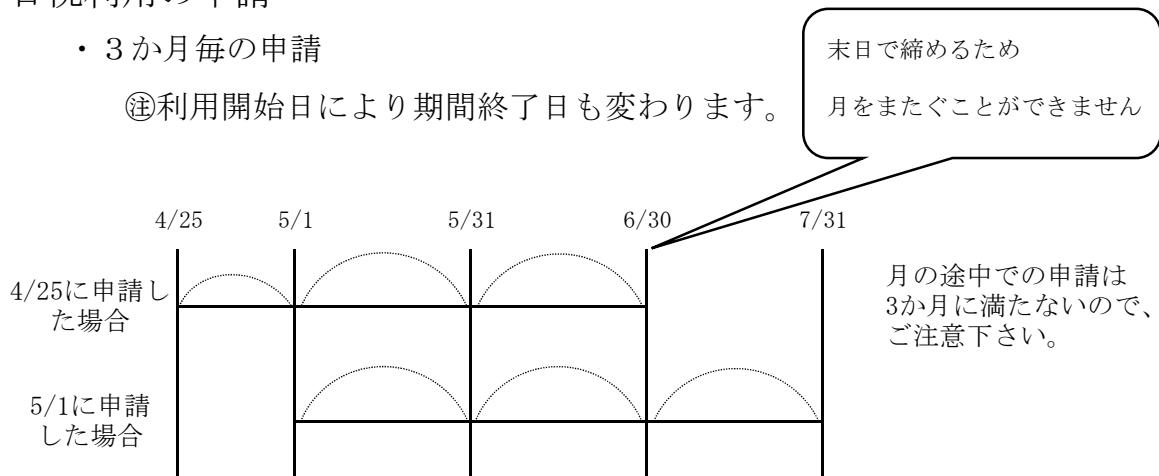
1. 車検証の有効期限が年度末の日付(3/31)以降である
2. 公共工事の場合、工期終了日が年度末(3/31)以降である
3. その他（植樹管理に関する書類内容）

上記1または2の条件が満たない場合は、期日の早い方の日付が申請期間の終了日となります。

日祝利用の申請

- ・3か月毎の申請

④利用開始日により期間終了日も変わります。



利用可能期間内に、車検の有効期限または公共工事の工期終了日を迎える場合は、期日の早い方が汲水期間終了日となります。

※平日・日祝利用も期間の延長は出来ません、再度申請になりますのでご了承願います。